

□我が国に在留する外国人は令和4年（2022年）末で約308万人、外国人労働者は令和4年10月末で約182万人。（過去最高）

□受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップの見直しも踏まえ策定（217施策）。

□今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上《施策1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容やレベル尺度に対応した分野別の教育モデルの開発《施策3》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等《施策4》
- 生活オリエンテーション動画の作成・活用等による社会制度等の知識を習得できる環境の整備に係る検討《施策7》
- 生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知による外国人の社会へのスムーズな定着の支援《施策8》
- 更なる日本語教育環境の整備の必要性等に係る検討《施策14》

日本語教育の質の向上等

- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備《施策5（再掲）》

外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

外国人の目線に立った情報発信の強化

- 「関係者ヒアリング」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案・実施に資する意見の聴取《施策20》
- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の検討《施策23》
- マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討《施策24》

外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化

- 外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討《施策35》
- F R E S C /フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等《施策36》
- 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組《施策37》
- 相談窓口の実情を踏まえた相談体制の整備・充実の検討及び検討結果を踏まえた整備《施策44》

情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語の更なる促進

- 話し言葉のやさしい日本語の留意事項の取りまとめ等及び地方公共団体の取組に対する支援の実施《施策48》
- **やさしい日本語の翻訳ツールの活用等についての検討《施策49》**

ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 子育て中の親子同士の交流、子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施《施策52》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携による外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握の推進《施策55》
- 外国人学校の保健衛生確保に向けた外国人学校への保健衛生に関する多言語での情報発信・相談対応《施策57》

「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

- 日本語指導の「特別の教育課程」を編成・実施している事例の編集及び周知・普及《施策60》

「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等

①留学生の就職等の支援

- 外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援《施策68》
- 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進《施策88》

②就労場面における支援

- 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《施策89》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施《施策91》
- 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置の推進《施策94》

③適正な労働環境等の確保

- 外国人雇用管理指針上選任が求められている雇用労務責任者に係る講習の試行的実施《施策97》
- 妊娠・出産等した技能実習生が利用できる制度等の周知・啓発活動**《施策107》**

「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討《施策108》

ライフステージに共通する取組

- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等《施策21（再掲）》

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

特定技能外国人のマッチング支援策等

- 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備《施策126》

特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等

- 特定技能制度における分野追加及び特定技能2号の対象分野追加並びに技能実習制度及び特定技能制度の在り方に係る検討《施策137》
- ODAを活用した送出機関及び現地の教育機関等への支援等による来日前の人材育成《施策139》

悪質な仲介事業者等の排除

- ODAを活用した途上国の関係機関との連携強化、外国人労働者への支援等《施策151》

海外における日本語教育基盤の充実等

- JICAが実施する講師派遣等の支援による「日系四世受入れ制度」の活用促進《施策152》

共生社会の基盤整備に向けた取組

共生社会の実現に向けた意識醸成

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベントの実施《施策153》
- 散在地域における児童生徒の実態把握のネットワーク構築に向けた調査研究の実施《施策56（再掲）》

外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等

- 在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成・公表《施策159》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施《施策160》

共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等

- 専門性の高い受入環境調整担当官の育成による外国人の支援や受入れ環境整備の促進《施策162》
- 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業の実施等による情報発信等の充実、強化《施策163》
- 相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能の強化に向けた検討《施策164》
- 出入国在留管理庁における在留管理に必要な情報の一元的な把握のための仕組みの構築に係る検討《施策165》
- オンライン化の対象となる手続の拡大の検討及びマイナポータル上の自己情報を利用できる仕組みの構築に係る検討《施策166》
- マイナンバーカードの取得環境の整備及びマイナンバーカードと在留カードの一体化の実現に向けた検討《施策167》
- 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討《施策6（再掲）》
- 外国人に関する共生施策の企画・立案に資する情報の搭載の在り方の検討及び搭載する情報等の収集《施策168》
- 国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者に対する適正な資格管理《施策173》

外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり

- 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生への奨学金の給付等の支援の実施《施策181》
- 先導的な地方公共団体の取組に対するデジタル田園都市国家構想交付金による支援の実施《施策183》
- **日系四世受入れ制度の見直しの実施《施策184》**
- 地方公共団体等との連携による外国人材の地域への定着に向けた地域おこし協力隊員等の活躍促進**《施策187》**

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

①在留管理基盤の強化

- 「永住者」の在り方に係る許可要件及び許可後の事情変更に対する対応策等の見直しの検討《施策188》
- 難民該当性に関する規範的要素の明確化等を通じた難民認定制度の運用の一層の適正化《施策189》
- 外国人のマイナンバーカードの普及促進のためのマイナンバーカードの申請支援等《施策191》

②留学生の在籍管理の徹底

- 留学生の在籍管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化《施策199》

③技能実習制度の更なる適正化

- 技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討《施策99（再掲）》
- 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止及び失踪防止に係るリーフレットの周知等の関係機関と協力した取組の推進《施策205》

④不法滞在者等への対策強化

- 入管法等改正法案の成立を踏まえた送還忌避者の縮減に向けた体制強化等《施策214》

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (令和5年度改訂)

令和5年(2023年)6月9日

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

[目次]

I 基本的な考え方	1
II 施策	2
1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組	2
(1) 現状及び課題	2
ア 日本語教育等の機会提供	2
イ ライフステージに応じた体系的な日本語学習	3
ウ 日本語教育の質の向上等	3
(2) 具体的施策	3
ア 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備	3
イ 日本語教育の質の向上等	6
2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化	7
(1) 現状及び課題	7
ア 外国人に対する情報発信	7
イ 外国人向けの相談体制	7
(2) 具体的施策	7
ア 外国人の目線に立った情報発信の強化	7
イ 外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化	10
ウ 情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進	14
3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援	14
(1) 現状及び課題	14
ア 「乳幼児期」、「学齢期」及び「青壮年期」初期	14
イ 「青壮年期」	15
ウ 「高齢期」	15
(2) 具体的施策	15
ア 「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等	16
イ 「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等	19
ウ 「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等	20
① 留学生の就職等の支援	20
② 就労場面における支援	23
③ 適正な労働環境等の確保	24
エ 「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等	27
オ ライフステージに共通する取組	27
4 外国人材の円滑かつ適正な受入れ	31
(1) 現状及び課題	31
ア 特定技能外国人のマッチング支援策等	31
イ 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等	32
ウ 悪質な仲介事業者等の排除	32
エ 海外における日本語教育基盤の充実等	32
(2) 具体的施策	32
ア 特定技能外国人のマッチング支援策等	32
イ 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等	34
ウ 悪質な仲介事業者等の排除	38

エ	海外における日本語教育基盤の充実等	40
5	共生社会の基盤整備に向けた取組	41
(1)	現状及び課題	41
ア	共生社会の実現に向けた意識醸成	41
イ	社会制度等の知識習得のための仕組みづくり	41
ウ	外国人の生活状況に係る実態把握	41
エ	外国人に対する支援や在留管理のための情報収集及び関係機関の連携	41
オ	外国人の社会参加と活躍	41
カ	共生社会の基盤としての在留管理体制の構築	42
(2)	具体的施策	42
ア	共生社会の実現に向けた意識醸成	42
イ	社会制度等の知識習得のための仕組みづくり	43
ウ	外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等	43
エ	共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関の連携強化等	44
オ	外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり	49
カ	共生社会の基盤としての在留管理体制の構築	51
①	在留管理基盤の強化	51
②	留学生の在籍管理の徹底	52
③	技能実習制度の更なる適正化	54
④	不法滞在者等への対策強化	56

I 基本的な考え方

近年、我が国を訪れる外国人は増加傾向にあり、平成 24 年(2012 年)に約 836 万人であった訪日外国人旅行者数は、平成 30 年(2018 年)に初めて 3,000 万人を超えた。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、水際対策が開始された令和 2 年(2020 年)2 月以降、訪日外国人旅行者数は大幅な減少に転じたところ、令和 4 年(2022 年)3 月以降、外国人新規入国制限の見直しを始めとする水際対策の段階的な緩和などにより、令和 4 年(2022 年)の訪日外国人旅行者数は約 383 万人で、新型コロナウイルス感染症拡大前である令和元年(2019 年)の約 3,188 万人と比べると、88.0 パーセント減少しているものの、前年(約 25 万人)と比べると約 359 万人増加している。

また、令和元年(2019 年)末時点で約 293 万人と過去最高であった我が国に在留する外国人は、令和 4 年(2022 年)末時点で、約 308 万人と過去最高を更新し、前年末に比べ 11.4 パーセント増加したほか、我が国で就労する外国人についても令和 4 年(2022 年)10 月末時点で約 182 万人と過去最高を記録している。

新型コロナウイルス感染症が令和 5 年(2023 年)5 月に 5 類感染症に移行されたことも受け、今後、更に来日する外国人の増加が見込まれることから、引き続き、外国人材の適正な受入れ及び外国人材の受入れ環境整備に政府全体で取り組んでいかなければならない。

政府においては、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、平成 30 年(2018 年)12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(以下「総合的対応策」という。)を決定し、以後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、状況の変化に応じて必要な施策を追加するなどしつつ、共生社会の実現に向けた取組を推進してきた。

また、政府においては、令和 4 年(2022 年)6 月、目指すべき外国人材との共生社会のビジョン、中長期的に取り組むべき課題としての重点事項及びその具体的な施策を示す「外国人材との共生社会の実現に向けたロードマップ」(令和 4 年(2022 年)6 月 14 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(以下「関係閣僚会議」という。)決定。以下「ロードマップ」という。)を決定し、政府一丸となって外国人材との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととした。ロードマップは、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について、有識者の意見を聴きつつ、点検を実施し、施策の見直し等を行った上でロードマップ(令和 5 年度一部変更)(令和 5 年(2023 年)6 月 9 日関係閣僚会議決定)を決定した。

総合的対応策の改訂については、これまで 4 回行っているところ、直近の改訂を行った令和 4 年(2022 年)6 月には、受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップも踏まえ策定し、関連施策を推進してきた。今回の総合的対応策(令和 5 年度改訂)は、受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップ(令和 5 年度一部変更)も踏まえ策定した。

総合的対応策は、従前、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものとして策定されてきた。その策定目的は従前どおりであるが、ロードマップの決定により、総合的対応策では、ロードマップの施策について単年度に実施すべき施策を示すとともに、必ずしも中長期的に取り組むべき施策でないためにロードマップには記載されていないものの、共生社会の実現のために政府にお

地域社会に貢献する外国人住民等、様々な場面で外国人が活躍している。我が国社会の構成員として外国人への期待も高まりつつあることから、社会参加に意欲を持つ外国人に活躍の場を広げていくことが課題である。

カ 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

- 永住許可の予見可能性を高めるため、独立生計要件及び国益要件における収入の目安額を設定するなど、手続の透明性確保の観点から統一的な指針を示す必要がある。
また、永住許可後に永住者としての要件を満たさなくなったと思われる事案に対処できる仕組みを構築する必要がある。
- 依然として多数の不法滞在者が存在し、中には、その手口は悪質・巧妙化し、悪質な仲介事業者等が関与する事案もある。また、主たる在留目的が就労であるにもかかわらず、その目的を偽って就労する者が少なからず見受けられる。
- 我が国の難民認定制度については、難民該当性の判断の基準が不明確であるなどの指摘を受けており、制度の透明性の向上が求められている。また、近年における難民認定申請者数の急増や申立内容の多様化への対応も求められており、難民認定制度の運用の一層の適正化を図る必要がある。

(2) 具体的施策

ア 共生社会の実現に向けた意識醸成

- 外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解を促進していくため、「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」を創設し、共生社会の実現をテーマとした各種啓発イベントを実施し、実施内容について点検を行う。
また、各地の外国人在留支援に関係する機関が実施するイベントにおいて、外国人在留支援センター（FRESO/フレスク）に関する広報活動や、当該イベントについて、FRESOにおける周知・協力等を行うなど、地域における啓発活動を推進し、共生社会の実現に向けた意識を醸成する。
加えて、これらの啓発イベント等において配布するための広報誌等各種広報物を作成し、啓発活動を推進する。
〔法務省〕《施策番号153》【ロードマップ67】
- 政府における外国人に関する共生施策について、外国人や国民の理解を得ながら、既存施策の改善や新たな施策の企画・立案を行っていくため、共生施策の実施状況を白書として取りまとめ、公表する。
〔法務省〕《施策番号154》【ロードマップ68（再掲：77）】
- 法務省の人権擁護機関において、外国人を含む全ての人が互いの人権を大切に、支え合う共生社会の実現を図るため、各種人権啓発活動を実施する。
〔法務省〕《施策番号155》【ロードマップ69】

- 外務省においては、国際移住機関（IOM）等との共催による「外国人の受入れと社会統合に関する国際フォーラム」を開催し、海外の有識者による海外の先進事例の紹介を行うとともに、地方公共団体等の国内関係者によるパネルディスカッションを通して、日本人の意識啓発を行い、外国人の受入れ施策を講ずるための知見を得る機会とする。
〔外務省〕《施策番号156》【ロードマップ70】
- 集住地域・散在地域それぞれにおける指導の在り方についての実践的な研究の成果を踏まえ、日本人児童生徒と外国人児童生徒が互いを尊重しながら共に学ぶ授業の実施や散在地域での指導体制構築などのモデル的な取組を全国に普及する。令和5年度（2023年度）には、散在地域における児童生徒の実態把握のネットワーク構築に向けた調査研究を実施する。
〈再掲〉〔文部科学省〕《施策番号56》【ロードマップ71】
- 政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」（毎年6月）において、関係省庁が緊密な連携を図りつつ外国人労働者問題に関する啓発活動等を行う。
〔法務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁〕《施策番号157》
- 日本語以外に10言語に対応（対面での相談は約80言語に対応）している法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、多言語による広報を展開し、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図る。
〔法務省〕《施策番号158》
- 社会制度等の知識習得のための仕組みづくり
- 有識者等の意見を踏まえ、生活オリエンテーション（生活ルールやマナー等日本で生活するために必要な基本的な情報の提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・配信並びに地方公共団体や受入れ機関等において当該動画の活用を促進するための取組について順次検討を進める。
〈再掲〉〔法務省〕《施策番号7》【ロードマップ6（再掲：72、89）】
- 地方公共団体に対し、生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知を行い、外国人の社会へのスムーズな定着を支援する。
〈再掲〉〔総務省〕《施策番号8》【ロードマップ7（再掲：73）】
- 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等
- 出入国在留管理庁が保有する行政記録情報の活用の在り方に関するニーズ調査を実施する。
〔法務省〕《施策番号159》【ロードマップ74】
- 外国人労働者の労働条件、キャリア形成等の雇用管理の実態の把握に加え、労働移動等の実態を適切に把握するための統計調査を実施する。
〔厚生労働省〕《施策番号160》【ロードマップ75】
- 出入国在留管理庁が実施している関係者ヒアリング、各地方出入国在留